

2025 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 太平洋工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 哲史
(コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 理事 経理部長 渡辺 智
(TEL 0584-93-0117)

会 社 名 株式会社CORE
代表者名 代表取締役 小川 哲史

株式会社COREによる太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社COREは、2025 年 7 月 25 日、太平洋工業株式会社の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社CORE（公開買付者）が、太平洋工業株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 7 月 25 日付「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 株式会社CORE

代表者名 代表取締役 小川 哲史

太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社CORE（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 7 月 25 日、太平洋工業株式会社（証券コード：7250、株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」に記載する新株予約権をいいます。以下同じです。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、本日現在において、対象者の代表取締役社長かつ株主である小川哲史氏（所有株式数：116,127 株（注 1）、所有割合（注 2）：0.20%）が、その発行済株式の全てを所有する株式会社であり、対象者を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、対象者株式及び本新株予約権（注 3）を取得及び保有することを主たる目的として、2025 年 3 月 3 日に設立され、小川哲史氏が代表取締役を務める会社です。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

（注 1）上記小川哲史氏の所有株式数（116,127 株）には、小川哲史氏が本日現在所有する①本譲渡制限付株式（以下に定義します。）19,000 株、②本新株予約権 176 個の目的である対象者株式数 17,600 株、及び③対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式 13,832 株（小数点以下を切り捨てております。）が含まれております。以下、小川哲史氏の所有株式数において同じです。

（注 2）「所有割合」とは、対象者が本日公表した「2026 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2025 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（61,312,896 株）に、（i）対象者から報告を受けた本日現在残存する本新株予約権の合計である 1,184 個（注 3）の目的となる対象者株式数（118,400 株）を加算した数（61,431,296 株）から、（ii）対象者から報告を受けた本日現在の対象者が所有する自己株式数（3,639,647 株）を控除した株式数（57,791,649 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注 3）対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	本日現在の個数（個）	目的となる対象者株式の数（株）
第 1 回新株予約権	227	22,700
第 2 回新株予約権	173	17,300
第 3 回新株予約権	122	12,200
第 4 回新株予約権	176	17,600
第 5 回新株予約権	167	16,700
第 6 回新株予約権	128	12,800
第 7 回新株予約権	86	8,600
第 8 回新株予約権	105	10,500

本新株予約権の名称	本日現在の個数（個）	目的となる対象者株式の数（株）
合計	1, 184	118, 400

今般、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権の全て（ただし、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株主（以下に定義します。）が所有する対象者株式（以下「本不応募合意株式」といいます。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するため、本取引の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

本取引は、創業家一族の1人かつ対象者の代表取締役会長である小川信也氏の長男であって、同じく創業家一族の1人かつ対象者の代表取締役社長である小川哲史氏が出資する公開買付者が実施するものであり、また、小川信也氏及び小川哲史氏（以下、小川信也氏及び小川哲史氏を総称して、「本創業家株主」又は「小川氏ら」といいます。）は対象者の事業内容を熟知しており、本取引後も継続して対象者の経営に当たることを予定していることから、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注4）に該当します。本日現在、公開買付者と対象者のその他の取締役（監査等委員を含みます。）との間には、本公開買付け後の役員就任や処遇について合意はなく、本公開買付け成立後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本公開買付け成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

（注4）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施に当たり、公開買付者は、対象者の代表取締役会長である小川信也氏（所有株式数：1, 573, 305株（注5）、所有割合：2.72%）及び対象者の代表取締役社長である小川哲史氏（所有株式数：116, 127株、所有割合：0.20%）との間で、本日付で、小川信也氏が所有する不応募合意株式（1, 484, 005株、所有割合：2.57%）及び小川哲史氏が所有する不応募合意株式（98, 527株、所有割合：0.17%）の全てをそれぞれ本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会（注6）において本スクイーズアウト手続（注7）に関連する各議案に、公開買付者の指示に従って公開買付者と同一の内容で議決権を行使する旨等を書面で合意しております。

（注5）上記小川信也氏の所有株式数（1, 573, 305株）には、小川信也氏が本日現在所有する①本譲渡制限付株式25, 600株、②本新株予約権893個の目的である対象者株式数89, 300株、及び③対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式13, 856株（小数点以下を切り捨てております。）が含まれております。

（注6）「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの成立後、公開買付者が、対象者に開催を要請する予定である、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づく対象者株式の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

（注7）「本スクイーズアウト手続」とは、公開買付者が、本公開買付けにより対象者株式及び本新株予約権の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合に実施を予定している、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続をいいます。ただし、本公開買付けの結果、本不応募合意株主のいずれかが所有する対象者株式と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在し、又は、本株式併合の効力発生時点でかかる株主が生じることが見込まれる場合は、本株式併合の効力発生後において、かかる株主が対象者の株主として残存することがないように本株式併合を行うことを予定しているため、本スクイーズアウト手続完了後、不応募合意株主の全部又は一部が対象者の株主として残存しない可能性があります。

また、本公開買付けの実施に当たり、公開買付者は、小川信也氏が理事長（代表理事）を、小川哲史氏が副理事長（業務執行理事）を務める公益財団法人小川科学技術財団（以下「本財団」といい、本創業家株主と本財団を総称して「本不応募合意株主」といいます。）（所有株式数：1, 000, 000株、所有割合：1.73%）との間

で、本日付で、本財団が所有する不応募合意株式（1,000,000株、所有割合：1.73%）の全てをそれぞれ本公開買付けに応募しない旨、及び本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本スクイズアウト手続に関連する各議案に、公開買付者の指示に従って公開買付者と同一の内容で議決権を行使する旨等を書面で合意しております（以下「本不応募合意（財団）」といいます。）。なお、小川氏らは、利益相反の疑いを回避し、本不応募合意（財団）の締結及び履行に際しての本財団の意思決定過程における恣意性を排除するため、本不応募合意（財団）に関する本財団における理事会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本財団の代表理事又は業務執行理事の立場において、公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（１）対象者の名称

太平洋工業株式会社

（２）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

（ア）2011年6月18日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2011年8月2日から2061年7月31日まで）

（イ）2012年6月23日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2012年8月2日から2062年7月31日まで）

（ウ）2013年6月15日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2013年8月2日から2063年7月31日まで）

（エ）2014年6月14日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2014年8月2日から2064年7月31日まで）

（オ）2015年6月13日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2015年8月4日から2065年8月3日まで）

（カ）2016年6月18日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2016年8月2日から2066年8月1日まで）

（キ）2017年6月17日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2017年8月2日から2067年8月1日まで）

（ク）2018年6月16日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2018年8月2日から2068年8月1日まで）

（３）買付け等の期間

2025年7月28日（月曜日）から2025年9月8日（月曜日）まで（30営業日）

（４）買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,050円

本新株予約権1個につき、金1円

（５）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	55,209,117（株）	35,841,900（株）	—（株）
合計	55,209,117（株）	35,841,900（株）	—（株）

（６）決済の開始日

2025年9月16日（火曜日）

(7) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

三菱UFJ eスマート証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年7月28日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

・本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

・本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934)（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

・本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。

・本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

・公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5(b) 上許容される範囲で、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。